

鈴鹿市高齢者福祉計画の策定について

1 鈴鹿市高齢者福祉計画について

鈴鹿市高齢者福祉計画は、高齢者福祉の目標及び方向性を明らかにし、それらの実現に向けた方策を定める計画であり、老人福祉法第20条の8に規定される老人福祉計画です。

将来必要な高齢者福祉サービスの目標量を明らかにし、その提供体制を計画的に整備することをその内容とし、策定が義務付けられているものです。

2 現行計画『鈴鹿市高齢者福祉計画（第9次計画）』

（1）計画期間：

3年間（令和3年度から令和5年度）

（2）計画の趣旨・目的：

「地域共生社会」の実現を視野に入れながら、「地域包括ケアシステムの深化・推進」に向けた取組の推進並びに高齢者福祉に関する施策を総合的に推進するにあたり、具体的な方策を明らかにするため策定した計画です。

（3）計画の主な構成：

現状と課題、地域包括ケアシステムの構築及び高齢者福祉を推進するための基本理念、基本目標、地域包括ケアシステム構築の方向性、計画の体系と具体的な取組の方向性、アンケート調査結果概要等から構成されています。

（4）介護保険事業計画ほか関連する計画との連携：

現在の第9次計画は令和2年度に第8期介護保険事業計画と一体性を持ち、上位計画の第2期鈴鹿市地域福祉計画と整合性を保ちながら策定したものです。

また、鈴鹿市総合計画2023の個別計画としての整合性も図り、そのほか、すずかハートフルプラン、鈴鹿市健康づくり計画との整合性も図っています。

3 次期計画『鈴鹿市高齢者福祉計画（第10次計画）』

(1) 計画期間：

3年間（令和6年度から令和8年度）

(2) 作業時期：

令和5年度

(3) 次期計画開始：

令和6年4月

(4) 作業体制：

- ・鈴鹿市高齢者福祉計画策定委員会（市民公募委員を含む鈴鹿市高齢者施策推進協議会委員のうち、市長が指名した委員からなる委員会）
- ・鈴鹿市高齢者福祉計画検討委員会（庁内検討組織）

(5) 関連計画のスケジュール：

本計画は、老人福祉法第20条の8第7項により「介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない」と規定されており、市町村介護保険事業計画は介護保険法第117条第1項で「三年を一期とする」と定められているため、鈴鹿亀山地区広域連合が策定する第9期介護保険事業計画と一体的に3年間の計画を策定するものです。

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
2021	2022	2023	2024	2025	2026
第9次高齢者福祉計画			第10次高齢者福祉計画		
第8期介護保険事業計画			第9期介護保険事業計画		
←総合計画2023（後期基本計画）			総合計画2031（前期基本計画）→		
←第2期地域福祉計画			第3期地域福祉計画→		

(7) 関連する他計画

- ・次期鈴鹿市総合計画2031（前期基本計画）
- ・第3期鈴鹿市地域福祉計画
- ・第9期介護保険事業計画
- ・すずかハートフルプラン
- ・鈴鹿市健康づくり計画